

## 第4期名寄市地域福祉実践計画

# つながり

計画期間 2017年4月～2022年3月



社会福祉  
法人

名寄市社会福祉協議会

## 第4期名寄市地域福祉実践計画「つながり」 もくじ

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	
1. 第4期名寄市地域福祉実践計画「つながり」	2
2. 計画策定の背景	3
3. 計画期間	4
第2章 前期（第3期）計画の取り組み状況	
基本計画1 市民主体の地域活動の活性化と仕組みづくり	5
基本計画2 誰もが参加でき地域づくりを担える地域づくり	6
基本計画3 地域課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり	7
基本計画4 市民の地域生活を支える福祉サービスの基盤強化	8
基本計画5 課題に柔軟に対応し、解決していくための社協の運営強化	9
第3章 福祉懇談会とアンケート調査の結果	
1. 福祉懇談会	10
2. アンケート調査	13
第4章 全体目標と重点推進項目	
1. 全体目標	18
2. 重点推進項目	18
3. 計画体系図	20
第5章 重点推進項目における具体的推進事業	
重点推進項目1. 身近な地域をつながり、支え合いづくり	21
重点推進項目2. 世代・分野を超えた福祉のまちづくり	22
重点推進項目3. 地域に根ざした福祉サービスの展開	24
重点推進項目4. 地域福祉事業の更なる推進・強化を担える社協組織の確立	25
第6章 計画の評価	26
第7章 付属資料	
1. 第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会開催状況	27
2. 第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会委員名簿	28
3. 第4期名寄市地域福祉実践計画策定要綱	29
4. 第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会設置要綱	30

## はじめに



これまで、名寄市社会福祉協議会では、「第3期名寄市地域福祉実践計画」（平成24年度～平成28年度）に基づき、「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本理念とした活動を進めてきました。

近年、少子高齢化、核家族化の進行、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、近隣の人間関係の希薄化などにより、社会的孤立、虐待、ひきこもりなど新たな課題が地域に混在するようになり、既存の仕組みだけでは対応が困難になってきました。

こうした課題に対応するため、町内会ネットワーク事業をはじめとした様々な地域福祉事業に取り組んできましたが、今後も計画的な取り組みの中で地域が一体となった地域福祉活動の展開が必要とされています。

今回の計画策定にあたっては、平成27年8月に市内で活動する地域福祉関係者、学識経験者などで構成される「第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会」を設置し、平成28年11月まで計12回にわたりご検討いただき、その間、福祉懇談会やアンケート調査などにおいて、多くの市民の声もお寄せいただきました。

これまでの取り組みの成果と課題をふまえ、委員それぞれの立場から、「自分たちのまちの課題は何か」「どのような取り組みが必要か」など活発な議論が交わされ、地域が一体となって福祉のまちづくりを目指す計画が完成しました。

また、本計画は地域福祉の推進を目的とした行政計画である第2期名寄市地域福祉計画と協働で策定をし、同期間で施行されることから、地域福祉推進という共通の目的をもつ両計画の連動性を確保し、共通認識の中で計画を進めていくことで、より一層の地域福祉の推進を図っていくとともに、社会福祉法改正による社会福祉法人改革においても、本計画内において適切に進めていきます。

「つながり」と名付けられた本計画が、名寄市における様々な繋がりを生み出し、市民が手を取り合い共に支え合って暮らしていく一助となることを願っています。

最後になりますが、本計画の策定にあたり多大なるご尽力を賜りました第4期地域福祉実践計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた多くの市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成29年4月

社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会  
会長 坂田 仁

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 第4期名寄市地域福祉実践計画「つながり」

#### I) 地域福祉実践計画

この計画は市町村社会福祉協議会が策定する計画で、そのまちに暮らす市民一人ひとりが地域社会を担う一員として、自分のまちについて考え、住みよい地域づくりを行っていくために、町内会などの住民組織やボランティア団体・福祉団体・福祉施設などとの協働や地域の様々な社会資源の力を結集してまちづくりを進めるための具体的な行動計画です。

この計画では地域の課題を整理し、それらの課題解決に向けた行動を市民と共に進めていくために様々な取り組みを提案しています。

また、これからの地域には人と人とのつながり、世代を超えたつながり、各関係機関とのつながりなど、様々な「つながり」が重要になってくることから、名寄市社会福祉協議会（以下「名寄社協」という）では本計画の名称を「つながり」としました。

#### II) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は社会福祉法第109条にて、地域福祉の推進を目的とする団体として明確に位置づけられており、市民主体の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域を目指して事業を展開している民間の社会福祉法人です。

#### ◆名寄社協の具体的事業

- ・町内会ネットワーク事業
  - ・名寄市ボランティアセンター
  - ・ふれあい広場
  - ・ふれあい家族交流会
  - ・なよろヘルパーセンターぬくもり
  - ・名寄社協指定居宅介護支援事業所
  - ・住民参加型在宅福祉サービス「ほのぼの倶楽部」
  - ・多分野、多世代地域活動拠点「ここほっと」
  - ・名寄社協生活相談支援センター
- など

### Ⅲ) 名寄市第4期地域福祉実践計画「つながり」と地域福祉計画

社会福祉法第107条では、地域福祉を積極的に進めていくため、市町村が「地域福祉計画」を策定することが定められており、名寄市では本計画と同じく平成29年度から第2期計画（はっぴ〜コミュニティ2017）が施行されます。

この「地域福祉計画」が行政計画であるのに対して、社会福祉協議会の「地域福祉実践計画」は市民、民間の立場から策定するもので、市民や福祉施設・関係団体の具体的な取り組みを示した行動計画となっています。計画としては別々のものですが、名寄市における地域福祉推進という目的は同様のため、これら二つの計画の整合性が図られ、車の両輪となって名寄市における地域福祉の推進を図っていきます。

## 2. 計画策定の背景

### I) 地域福祉の現状

少子高齢化社会の到来、核家族化、地域の結びつきの希薄化、障がい者・長期入院患者の地域移行など従来に比べ地域社会は大きく変化し、それに伴い、地域社会で起きている様々な生活・福祉課題は、既存の制度だけでは解決が難しいものも多く、多様で柔軟な支援やサービスを創り出していく必要があります。

そのため、本計画をとおして名寄市に混在する様々な課題を市民が自分のこととして捉え、地域全体で課題解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域を目指していきます。

### Ⅱ) 名寄市の現状

名寄市は平成18年3月、旧名寄市と旧風連町の合併により誕生し、北北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川の恵みと豊かな自然にあふれた環境にあり、農業を基幹産業とするまちです。

人口は、合併時の平成18年10月末には31,544人でしたが、年々減少し、平成23年から24年にかけて3万人を下回り、平成28年10月末現在では、28,297人、世帯数が14,286世帯となっています。

しかしながら、65歳以上の高齢者は年々増加傾向にあり、平成18年10月末には、高齢化率が25.1%でしたが、平成28年10月末現在では31.0%となっています。

平成27年10月に策定の「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」が示した「名寄市の人口の将来展望」によると、25年後の人口は年少人口と生産年齢人口の減少により、現在より3,700人近く減少する見込みとなっていますが、65歳上の高齢者人口はほぼ横ばいの見込みのため、人口に占める高齢者の割合は更に高くなると推計されています。

### 3. 計画期間

2017年4月1日～2022年3月31日（5年間）

第4期名寄市地域福祉実践計画は2017年4月から2022年3月までの5年計画とします。

ただし、地域の状況や関係法・制度の改正、社会情勢の変化などによる影響や、地域における新たな問題、ニーズなどが明らかになった場合には、これらの状況に対応した取り組みができるよう、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 前期（第3期）計画の取り組み状況

平成24年度から平成28年度までの5年間進めてきた第3期名寄市地域福祉実践計画は、「ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本理念に5つの基本計画を設け、各取り組みを進めてきました。

それぞれの取り組み状況については、ここに記載のとおりとなっています。

<b>基本計画 1</b>	<b>市民主体の地域活動の活性化と仕組みづくり</b>
---------------	-----------------------------

### **重点推進事項1 町内会ネットワーク事業の展開をととした地域活動の活性化**

町内会ネットワーク事業<sup>※1</sup>により、町内会単位での支え合い活動の推進を図ってきました。

事業の一環として行っている、町内会ネットワーク研修会では、名寄市町内会連合会、名寄市民生委員児童委員連絡協議会との共催で開催することで、活動における学びの場としてだけでなく、地域福祉活動を中心的に担っていく方々とのネットワークづくりにも繋がりました。

### **重点推進事項2 若い世代の地域活動への参加促進・きっかけづくり**

モデル町内会事業として市内3箇所の町内会をモデル指定し、社協・行政・関係機関が計画的に町内会活動に関わり、青年部など若い世代も参加した中で町内会の課題解決へ向けての取り組みを協働してきました。

### **重点推進事項3 サロン活動の展開**

名寄みどりの郷との共同で、サロン活動として、毎週土曜日に「まちなかおしゃべりカフェ」を楽描き（市内西3条南6丁目）にて実施し、若い世代から高齢者、また障がいのある方など広く市民の交流やつながりづくりを進め、平成28年10月には、更に活動を拡大し、多分野・多世代地域活動拠点「ここほっと」<sup>※2</sup>を西條名寄店1階に開設し、常設型のサロンとして幅広く市民の交流の拡大を図ってきました。

### **重点推進事項4 関係機関との連携及び活動内容啓発**

市内関係機関との交流の場として、福祉団体関係者交礼会を毎年1月11日に開催してきました。

また、広報誌によるボランティアや福祉団体の活動啓発を行ったほか、関係会議、研修会に積極的に参加をし、地域におけるネットワーク構築を図ってきました。

※1 町内会ネットワーク事業：町内会を単位として、訪問見守りや食事会・サロンの開催などの支え合い活動をととして、安心して暮らせる地域づくりを行っている事業です。

※2 多分野・多世代地域活動拠点「ここほっと」：市民が気軽に足を運び、交流やつながりづくりになり、様々な地域活動の拠点になる場所として平成28年10月にオープンしました。

## 基本計画2 誰もが参加でき地域づくりを担える地域づくり

### 重点推進事項1 ボランティアの裾野の拡大及び活動の活性化

ボランティア活動の調整や普及啓発を行うほか、市民ボランティア講座や学校での福祉教育を通じて、こどもから大人まで幅広い世代への福祉教育の推進をするなど、様々なボランティア関連事業を展開してきました。

### 重点推進事項2 市民自らによる地域活動の活性化

住民参加型在宅福祉サービス「ほのぼの倶楽部」※1 や福祉団体への活動支援を通じて、住民相互の支え合い活動や地域福祉活動の活性化を進めてきました。

また、共同募金運動を推進することで、募金を通じた市民の福祉活動への参加促進や福祉活動の財源確保に努めました。

### 重点推進事項3 名寄市立大学との連携をととした学生の地域活動への参画

ボランティアに関する講座の実施や、新入生向けにボランティア活動についてのチラシを配布するなど、大学生へ向けた啓発活動を行ってきました。

また、各種事業への大学生ボランティアの参加協力や社会福祉士実習の受け入れなど、相互に連携して事業展開をしています。

### 重点推進事項4 社協事業をととした、市民の地域活動への参加及びノーマライゼーションの普及

ノーマライゼーション※2 の普及を目的としたふれあい広場、ふれあいポウリングの集い、ふれあい家族交流会などを開催し、多くの市民が参加できる事業の展開を進めてきました。

また、当事者団体の活動や障がいへの理解啓発を社協だよりなどを通じて行ってきました。



合併10周年記念・第30回記念ふれあい広場2015なよろ

※1 住民参加型在宅福祉サービス「ほのぼの倶楽部」：利用者と協力者が会員となり、家事や買い物などの日常生活への支援を制度外サービスとして有償（1時間800円）で行っているものです。

※2 ノーマライゼーション：お互いが特別に区別されることなく、年齢や障がいに関わらず支え合って暮らしていくという考え方です。

## 基本計画3 地域課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

### 重点推進事項1 多様な方法による安定・継続した市民ニーズの把握

町内会ネットワーク事業をはじめ各種社協事業をとおして地域の実情を把握し、市民のニーズ・課題の掘り起こしを行ってきました。

また、会議研修などへの積極的参加をとおして、関係機関との情報共有を図ってきました。

### 重点推進事項2 地域内の要援護世帯に対する支援の充実

町内会ネットワーク事業により、町内会単位での支え合い活動の推進を図ってきました。

また、モデル町内会事業において、災害時の対応についての研修・懇談会を行政などの協力の元に開催し、町内会単位で情報共有ができる仕組みづくりを進めています。



町内会ネットワーク事業でのサロン活動

### 重点推進事項3 防災並びに災害時に備えた体制整備

災害をテーマとした研修会や講座を開催することで、市民への啓発を行いました。

また、社協としても災害に関する職員研修会の開催やマニュアル作りを進めるなど、災害時に対応できる社協の体制整備を進めています。

### 重点推進事項4 相談機能強化による潜在的ニーズ把握と対応

名寄市民生委員児童委員連絡協議会の協力で、市民が日常生活の相談をすることができる心配ごと相談センターの開設を行ってきました。

また、相談援助に関する研修会に参加するなど、相談を受ける職員の資質向上を図ると共に、日常生活自立支援事業の実施など、より多くの方が地域で安心して暮らせる体制整備を進めています。

**重点推進事項 1 介護保険事業の充実**

利用者から信頼の得られる質の高い介護サービスを提供できるよう、訪問介護事業及び居宅介護支援事業において利用者主体のサービスの提供を心がけるとともに、職員の資質向上に努めてきました。

**重点推進事項 2 在宅福祉事業の充実**

介護保険制度上で非該当（自立）と判定された方を対象としたデイサービスセンターや自立支援訪問介護、高齢者の移動支援、介護者リフレッシュ事業、聴覚障がい者への手話通訳派遣など、在宅で生活をされている高齢者や障がい者が安心して暮らせるための支援を行ってきました。

**重点推進事項 3 生活福祉援助事業の充実**

低所得世帯をはじめ、様々な事情で生活に困窮している市民への支援として、権利擁護事業などを活かした自立への相談支援や各種貸付け、見舞金の贈呈などの支援を行ってきました。

また、平成 27 年度からは名寄市より生活困窮者自立支援事業<sup>※1</sup>の委託を受け、名寄市社会福祉協議会生活相談支援センター<sup>※2</sup>を設置し、包括的な支援を行ってきました。

※1 生活困窮者自立支援事業：様々な事情で日常生活に困窮した方に対して、就労や金銭管理など広く日常生活への支援を行い、自立した地域生活をくれるようにしていくもので、平成 27 年度から本格的に始まり、名寄市から委託を受け、名寄社協で実施しています。

※2 名寄市社会福祉協議会生活相談支援センター：平成 27 年度に生活困窮者自立支援事業を委託するにあたり、従来行ってきた相談窓口や貸付け制度などの支援を包括的に提供することができるよう、平成 27 年 4 月に開設しました。

<b>基本計画 5</b>	<b>課題に柔軟に対応し、解決していくための社協の運営強化</b>
---------------	-----------------------------------

**重点推進事項 1 地域福祉推進役としての社協組織の市民理解の推進**

広報誌の発行回数の増加や第3期地域福祉実践計画ダイジェスト版の全戸配布、職員の地域事業への積極的な参加などをおして、社協活動の啓発を行ってきました。

**重点推進事項 2 法人運営体制の強化**

役職員研修の実施や役員定数の見直しなどをおして、地域福祉推進の中核的役割を担うことのできる体制整備を行い、地域の実情に柔軟に対応できる社協づくりを行ってきました。

**重点推進事項 3 第3期地域福祉実践計画の適正運用**

第3期地域福祉実践計画評価委員会を開催し、計画の進捗状況や変更点を確認するほか、理事会・評議員会においても単年度毎の事業計画及び報告を行い、各事業が計画的に進められていることを確認してきました。

**重点推進事項 4 関係機関との連携強化及び課題等の共有**

社協が実施する様々な事業を関係機関と共同で開催するなどネットワーク構築に努め、地域のニーズ・課題を共有し協働で地域福祉活動を展開できる体制整備を進めてきました。

## 第3章 福祉懇談会とアンケート調査の結果

### 1. 福祉懇談会

#### I) 福祉懇談会の概要

本計画の策定にあたり、より多くの市民の声を聴き、市民の視点を取り入れた地域の福祉課題を把握するため、地区別に福祉懇談会「しゃべり場」を名寄市と合同で開催しました。

#### ■福祉懇談会の開催日程

No.	地区	日時	開催場所	参加者数
1	名寄地区	平成27年10月20日(火) 18:30-20:00	名寄市総合福祉センター	38名
2	名寄地区	平成27年10月22日(木) 10:00-11:30	名寄市総合福祉センター	15名
3	風連地区	平成27年10月23日(金) 18:30-20:00	ふうれん地域交流センター	21名
4	智恵文地区	平成27年11月6日(金) 18:30-20:00	智恵文多目的研修センター	11名
合 計				85名

福祉懇談会には、名寄市立大学の学生を含む、幅広い年代の市民の方々が参加されました。

気軽にたくさんの発言ができるように、5人程度の小グループに分かれて、地域福祉実践計画策定委員の進行のもと、参加者がカードに書いた意見を、順番に発表する形式でグループワークを行いました。

グループワークでは、「高齢」、「子育て」、「健康」、「障がい」のテーマについて、参加者同士で、出された意見を模造紙上で、「名寄の良いところ」、「名寄の改善が必要なところ」に整理して、話し合いを深めていきました。



福祉懇談会の様子

## Ⅱ) 福祉懇談会の主な意見と課題の整理

福祉懇談会でのグループワークでは、「地域」、「こども」、「町内会」、「連携」に関する意見が多く出されました。

### ①「地域」に関すること

「住みやすい」、「病院・お店・銀行などが揃っている」、「人がやさしい」、「野菜をいただくことが多い」、「他の地域から大学生が集まってくる」、「大学生のおかげで、まちが活気づいている」、「地域福祉の活動が活発」など、本市の良い点についての意見が出されました。

これは、約3万人という中規模のまちの良さであり、道北のエリアの中では、ある程度、病院や商店などの社会資源が揃っていて、公立の大学もあるという特徴が出ています。

一方で、「人口減少」が進んできていることや、「商店街がさびしい」などの意見も出されました。

#### 【現状・課題】

地域の活性化については、近年、市内の福祉事業所が、商店街の空き店舗を活用して新たな活動場所や、市内各地に高齢者や障がい者等が生活するグループホーム等が設置されています。

福祉懇談会で「地域の活性化」を求める意見が多かったことから、今後も、地域の状況を踏まえた地域福祉の活動を、さらに進めていく必要があります。

### ②「こども」に関すること

「子育て支援が充実している」、「待機児童が少ない」、「延長保育がある」、「素直」、「挨拶が良い」など、本市の良い点についての意見が出されました。

一方で、「ファミリー・サポート・センター事業を始めてほしい」、「障がいのある子の進路の相談先がわからない」などの意見も出されました。

#### 【現状・課題】

子育て支援については、平成27年10月に、名寄市地域子育て支援センター「ひまわりらんど」がオープンし、平成28年10月からは、「ファミリー・サポート・センター事業」を名寄市より受託し、名寄社協で実施しています。

また、「児童生徒ボランティア活動普及実践事業」を通じて、学校での地域活動への支援や福祉教育の推進にも取り組んでいます。

障がいのあるこどもの状況についても、名寄社協で子育てに関する懇談会や研修を開催するなど、地域の関係者との連携を図る活動を行っています。

今後も、こどもたちの状況をふまえて、さらに子育て支援や各種相談の充実を図っていく必要があります。

### ③「町内会」に関すること

「町内会活動が活発」、「小さいまちならではの近所とのつながりがある」など、本市の良い点についての意見が出されました。

一方で、「隣近所の付き合いが少なくなっている」、「町内会に入る人が少ない」、「若い人や女性の町内会への参加が少ない」、「町内会の役員のなり手がいない」などの意見も出されました。

#### **【現状・課題】**

町内会活動については、町内会ネットワーク事業などをおして民生委員児童委員、老人クラブなどと連携して、町内会の中で支援が必要な人に対して、連携して支援をする取り組みが行われています。

「近所付き合い」や「町内会活動」は、地域の支え合い活動の基礎となるものであり、今後も、福祉の意識の醸成や地域福祉の担い手を育てていくような取り組みが必要です。

### ④「連携」に関すること

「人とつながりやすい」、「世代間の交流がある」、「顔の見える支援の輪がある」、「福祉のネットワークがある」、「関係機関の連携が良い」など、本市の良い点についての意見が出されました。

一方で、「大学と市民のつながりが弱い」、「相談支援では、相談機関の初期対応が大切になる」、「交流の橋渡し役がいると良い」などの意見も出されました。

#### **【現状・課題】**

市内の福祉関係者の連携の状況については、障がい者版のケアマネジメントの制度も本格的に始まったことを受けて、障がい者分野の福祉関係者、高齢者分野の福祉関係者、民生委員児童委員などが、必要に応じて連携して支援を行うという相談支援体制ができつつあります。

また、平成 28 年 4 月に名寄市立大学に設置された、新たな教育・研究及び地域貢献の拠点となる「コミュニティケア教育研究センター」を中心にして、大学との連携も進んでいる状況があります。

市民との協働で地域福祉の取り組みが進められていくことを考えると、今後も、市民・行政・関係機関・大学などの連携や交流の橋渡し役の育成を進めたり、多世代交流の充実などが必要です。

## 2. アンケート調査

### I) アンケート調査の概要

本調査は、名寄市の「第2期地域福祉計画」と名寄社協の「第4期名寄市地域福祉実践計画」の策定に向けて、その基礎資料とするために実施しました。調査の概要及び回収結果は、以下のとおりです。

調査の対象	名寄市にお住まいの18歳以上の1,500人 (名寄・風連・智恵文の地域別、年代別、男女別に無作為抽出)
調査方法	自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収
調査時期	平成28年5月
回収票数(率)	599票(39.9%)

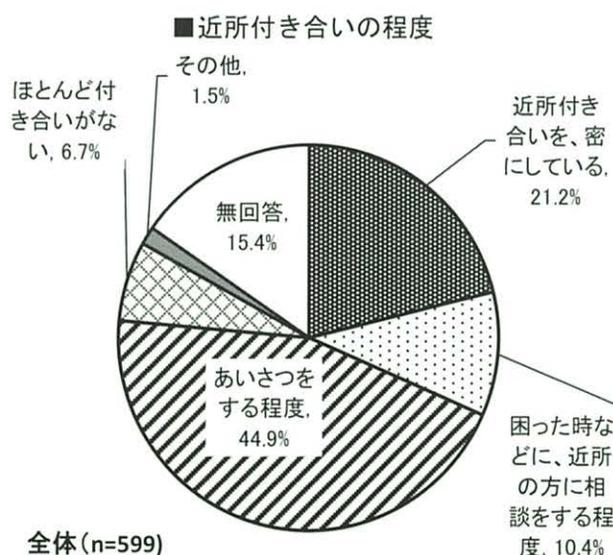
### II) アンケート調査の結果について

少子高齢化が進んでいる状況を考えますと、地域での支え合いのネットワークの充実が、今後、一層求められており、『地域での支え合い活動の基礎』となる「近所付き合い」と「町内会の加入の状況」の2つと、『地域活動の状況』に関する「地域活動への参加状況」、「地域福祉の推進に必要な取組」の2つの計4点について、分析しました。

#### ①地域との結びつきの強化が必要

普段の近所付き合いの状況は、「近所付き合いを、密にしている」と「困った時などに、近所の方に相談をする程度」を合わせると31.6%と低い割合となっています。

内閣府の平成19年度国民生活白書には、「地域から孤立している人は、全体の約2割」、「地域から完全に孤立している人は、約7%」というデータもありますので、市民が安心して健やかに暮らせるまちづくりのためには、個人と地域との結びつきの強化が必要です。

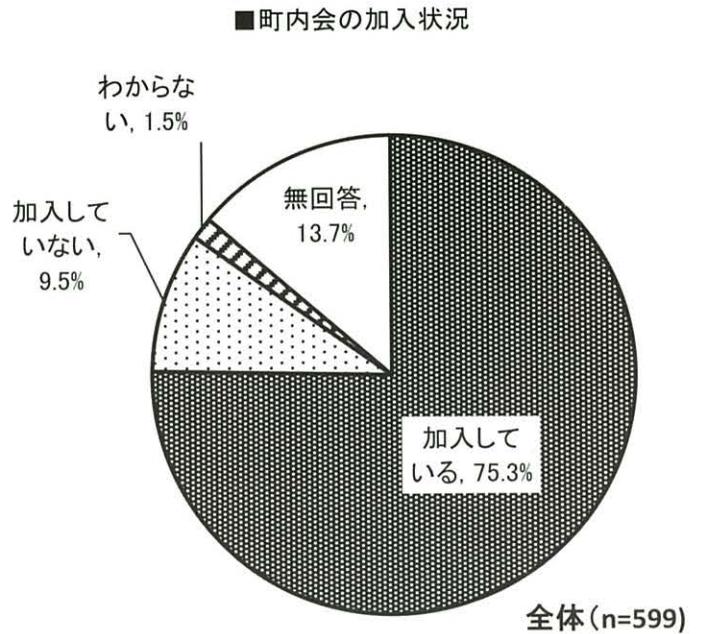


## ②町内会に参加しやすい状況づくり

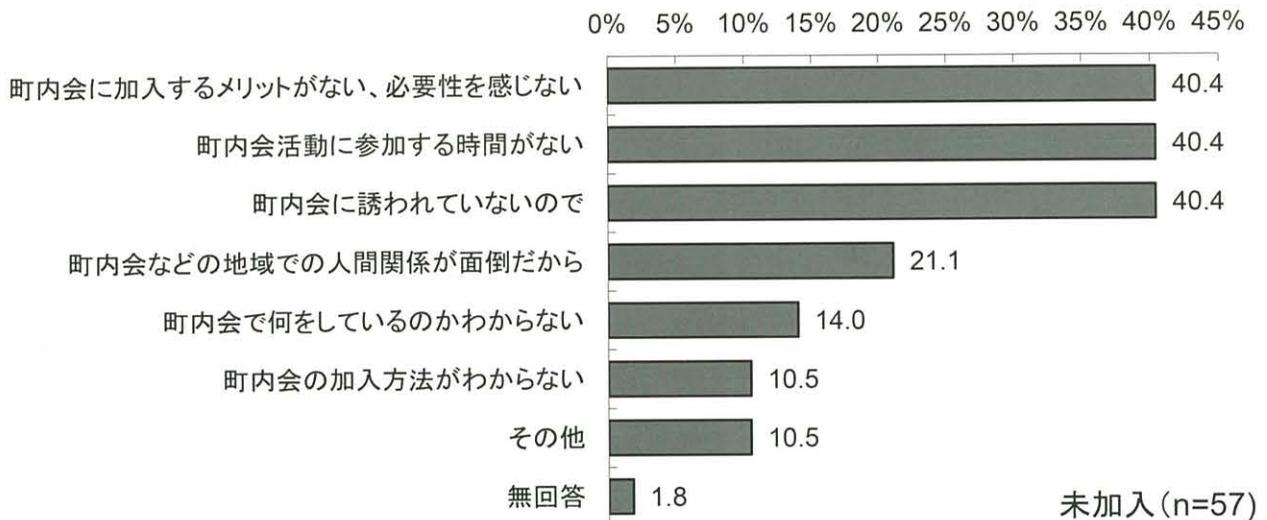
町内会の加入状況については、「加入している」の割合が75.3%、「加入していない」が9.5%となっています。

町内会に加入しない理由については、「町内会に加入するメリットがない、必要性を感じない」、「町内会活動に参加する時間がない」、「町内会に誘われていないので」が、ともに40.4%となっています。

以前に比べ、町内会の役割も変わってきているという時代背景もあるかもしれませんが、アンケート結果をもとにして、年代や住宅形態などに応じた検討が必要です。

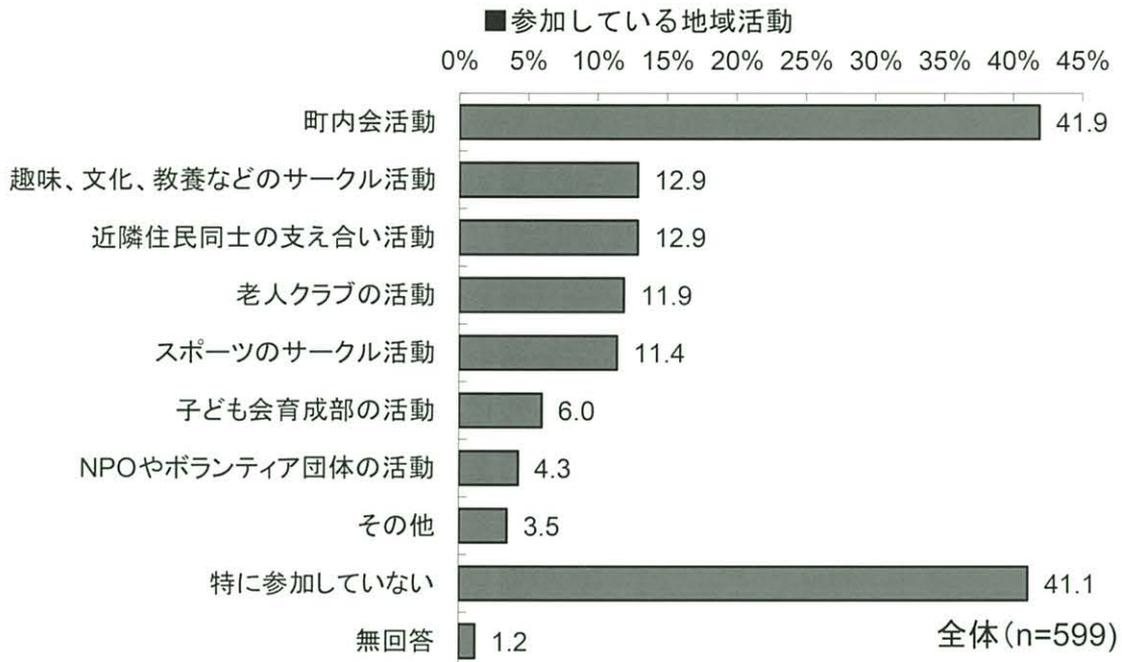


### ■町内会に加入しない理由



### ③地域活動に参加しやすい状況づくり

参加している地域活動については、「町内会活動」の割合が41.9%と最も高く、次いで「趣味、文化、教養などのサークル活動」と「近隣住民同士の支え合い活動（高齢者への声かけ・見守り・除雪など）」がともに12.9%となっています。



「地域活動に参加されていない理由」については、「活動に参加する時間がない」の割合が36.2%と最も高く、次いで「健康・体力に自信がない」が23.2%となっています。

また、アンケート結果から、65歳以上の方に地域活動に参加していない方が一定程度いることもわかりましたので、若い人だけではなく、高齢者へのアプローチも大事になってきます。

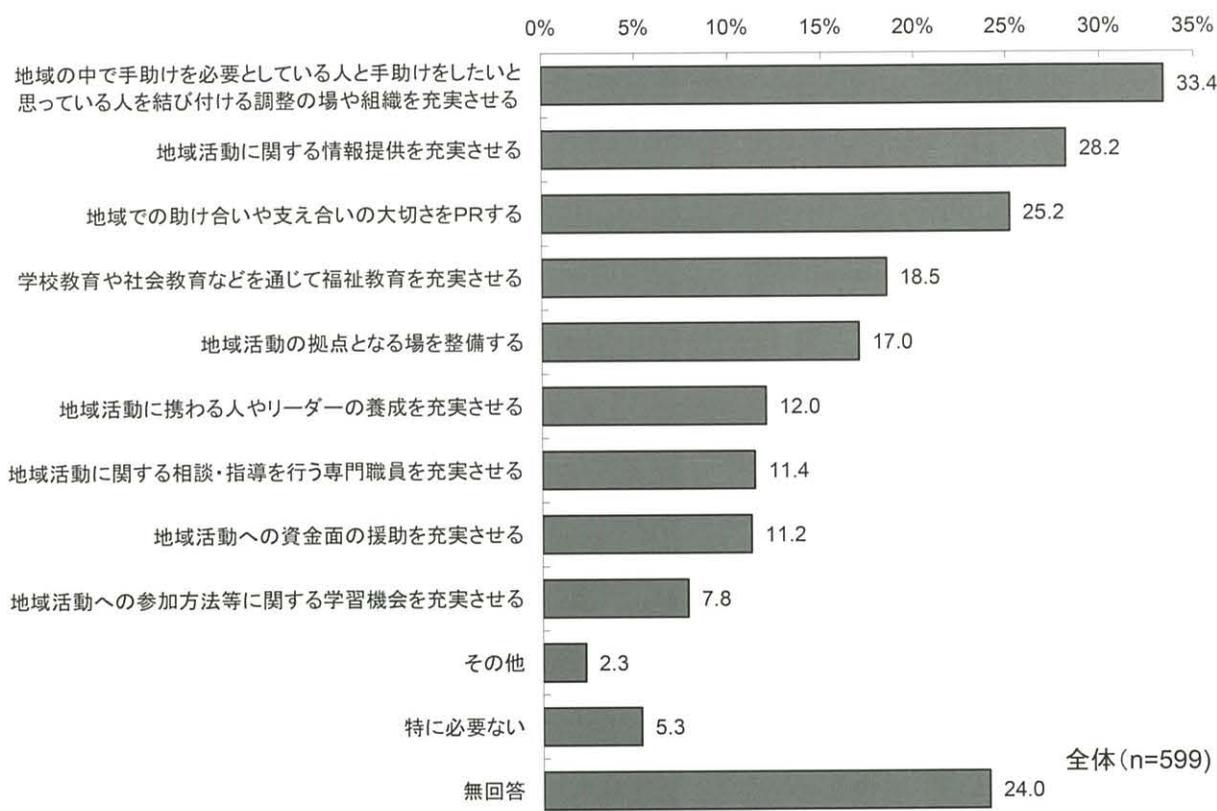


#### ④地域福祉を推進するためには橋渡し役や情報提供の充実が必要

地域福祉の推進に必要な取り組みについては、「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付ける調整の場や組織を充実させる（「橋渡し役」の充実）」の割合が33.4%と最も高くなっています。

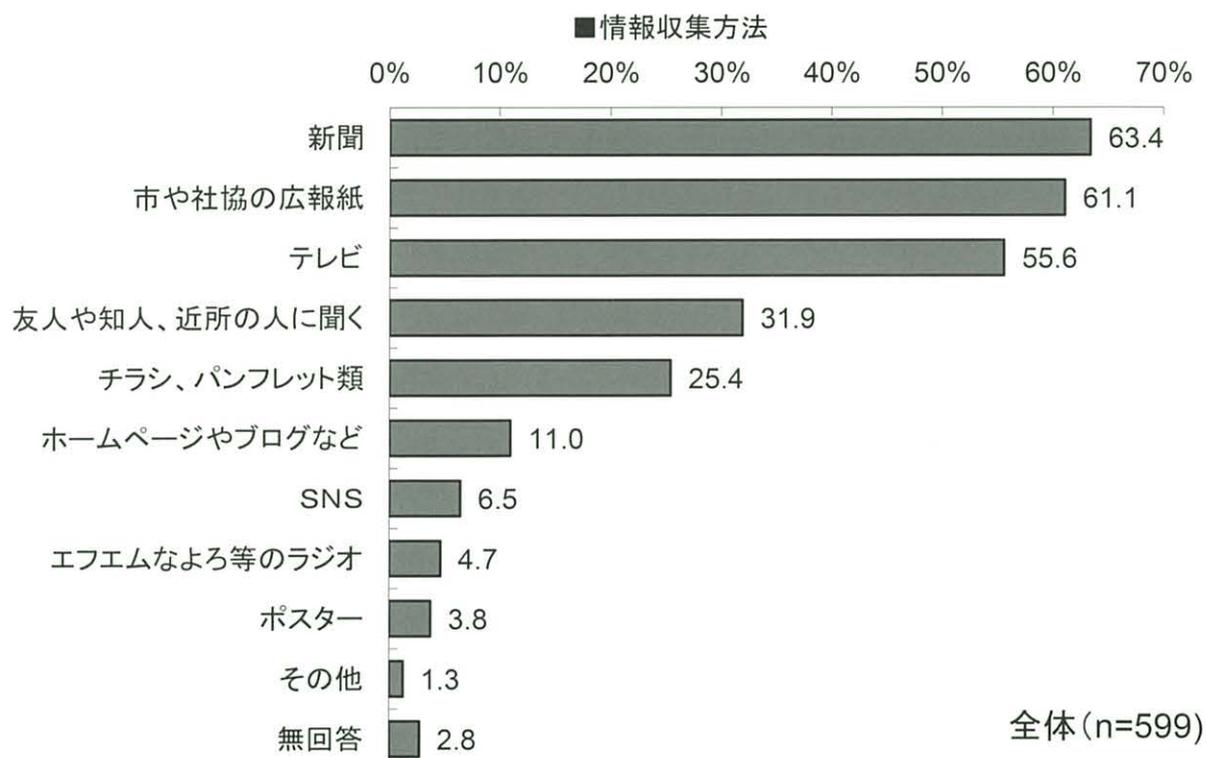
次いで「地域活動に関する情報提供を充実させる」が28.2%、「地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする」が25.2%、「学校教育や社会教育などを通じて福祉教育を充実させる」が18.5%となっています。

■ 地域福祉の推進に必要な取り組み



「情報収集方法」については、「新聞」の割合が63.4%と最も高く、次いで「市や社協の広報紙」が61.1%、「テレビ」が55.6%、「友人や知人、近所の人に聞く（口コミ）」が31.9%となっています。

また、アンケート結果から、年代により、情報収集方法に特徴があることがわかりましたので、多様な情報発信の方法が必要です。



## 第4章 全体目標と重点推進項目

### 1. 全体目標

#### 地域を基盤とした福祉のまちづくり

住み慣れた地域で誰もが自分らしく、安心して生活できるよう、そこに暮らす市民・町内会・民生委員児童委員・ボランティア・福祉関係機関や団体などが協働し、地域一体となったまちづくりを目指します。

### 2. 重点推進項目

#### 重点推進項目1 身近な地域のつながり、支え合いづくり

アンケート結果からは、近所付き合いをしている方が少なく、付き合いがない方ほど、他の様々な活動への参加もしていない結果となりました。

また、福祉懇談会からも近所付き合いが少なくなってきており、挨拶も少なくなってきているという声があった反面、学生などからは名寄市は人が温かいという声もいただいています。

誰もが安心して暮らせる地域をつくっていくためには、ご近所や町内会など暮らしに近い地域でのつながりが不可欠なため、これらの地域での様々な活動を展開していきます。

#### 重点推進項目2 世代・分野を超えた福祉のまちづくり

福祉懇談会では、子育て世代や学生、高齢の方まで幅広い世代から世代間交流の重要性が言われていました。

その反面、アンケート結果からは若い世代、特に50代以下の地域活動や福祉活動への参加が少ない結果となりました。

多岐にわたるニーズ・課題が混在する現在において、それらに対応していくためには、多様な世代の地域参加や分野を超えた連携が不可欠となっています。

そのため、幅広い世代を対象に、分野を超えた連携を元にした事業展開をしていきます。

### **重点推進項目 3 地域に根ざした福祉サービスの展開**

地域福祉の推進を使命とする社協の介護保険事業所として、利用者が安心して豊かな生活を送ることができるよう、利用者主体のサービスの提供を徹底します。

また、社協の地域福祉事業や地域の関係機関との連携・協働により、利用者個人への支援から、地域全体の支援や地域づくりにつながる福祉サービス事業の展開をしていきます。

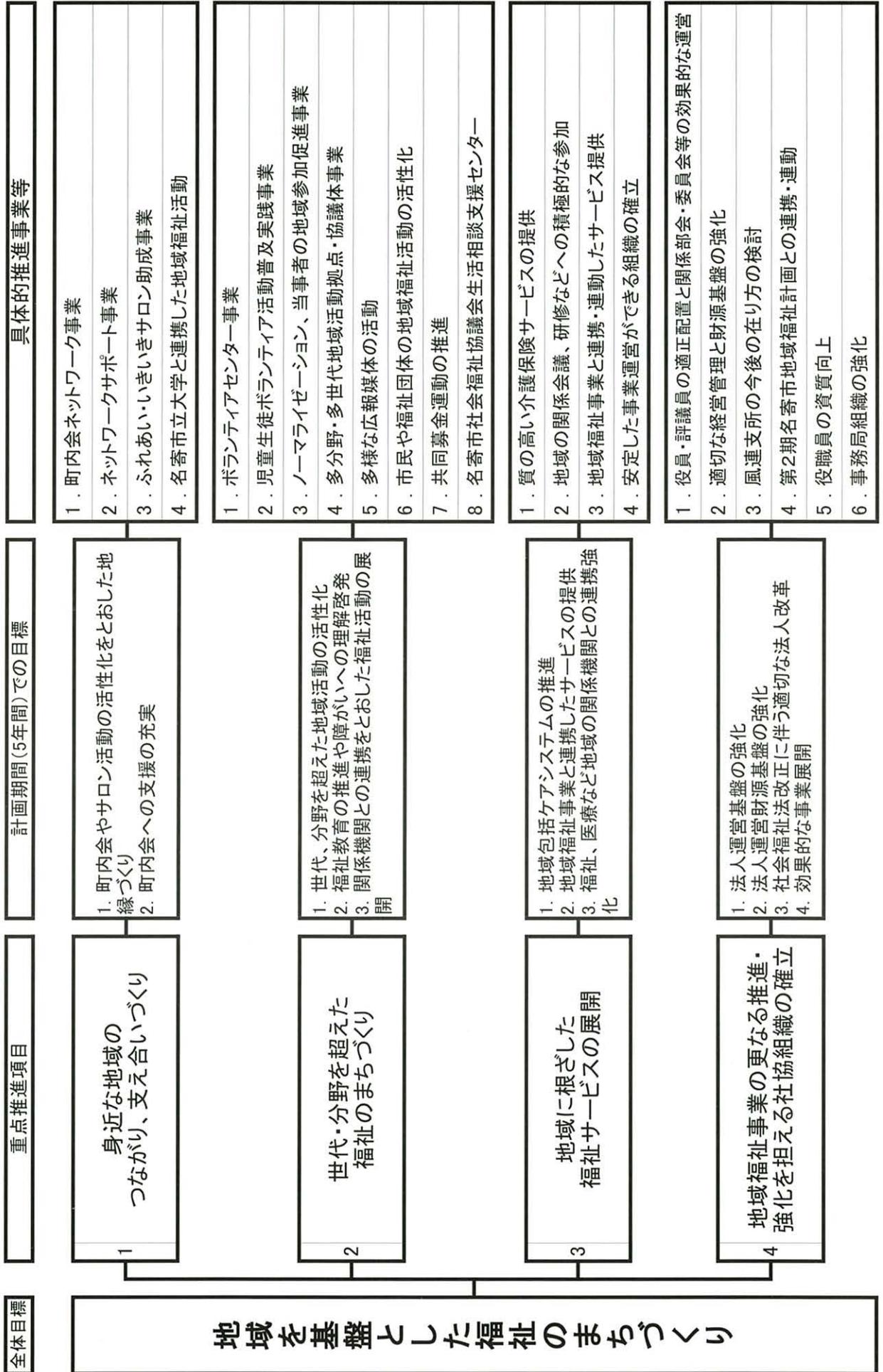
### **重点推進項目 4 地域福祉事業の更なる推進・強化を担える社協組織の確立**

社協が使命とする地域福祉の推進役としての役割を果たすことができるよう、効果的な事業展開や法人運営強化、役職員の資質向上を図っていきます。

また、社会福祉法改正による社会福祉法人改革<sup>※1</sup>においても、これまで培ってきた取り組みを継承しつつ、これまで以上に効果的な事業展開を行える法人体制を整えていきます。

※1 社会福祉法人改革：平成 28 年 4 月 1 日及び平成 29 年 4 月 1 日に施行された社会福祉法改正による改革で、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るために社会福祉法人制度について経営組織の体制強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務、行政の在り方等について示されたものです。

### 3. 計画体系図



## 第5章 重点推進項目における具体的推進事業

### 重点推進項目1 身近な地域のつながり、支え合いづくり

- |            |   |
|------------|---|
| 計画(5年間)の目標 | 1. 町内会やサロン活動の活性化をととした地縁づくり<br>2. 町内会への支援の充実 |
|------------|---|

#### 具体的推進事業等 1 町内会ネットワーク事業

町内会での支え合い活動をととして、誰もが暮らしやすい地域づくりを展開する町内会ネットワーク事業の中で、活動の担い手を支える取り組みや、福祉施設など地域の関係機関と連携した活動を展開します。  
また、災害時にも地域での支え合い活動が行われるよう「災害にも強い」地域づくりを進めます。

#### 具体的推進事業等 2 ネットワークサポート事業

町内会行事への職員の派遣やレクリエーション用具の貸し出しなどをととして、町内会活動を支え、町内会を基盤としたつながりづくりや支え合い活動を展開します。

#### 具体的推進事業等 3 ふれあい・いきいきサロン助成事業

住民同士の交流や生きがいづくりを目的としたサロン活動をととして、住民独自の地域活動の活性化やつながりづくりを進めます。



ふれあい・いきいきサロン「子育てサークル ひよこ」と豊栄区町内会いなほクラブとの交流

#### 具体的推進事業等 4 名寄市立大学と連携した地域福祉活動

町内会やボランティアなど様々な地域活動への大学生の参加促進や、大学の専門的知識・実践と連携した事業を展開します。

## 重点推進項目2 世代・分野を超えた福祉のまちづくり

計画(5年間)  
の目標

1. 世代、分野を超えた地域活動の活性化
2. 福祉教育の推進や障がいへの理解啓発
3. 関係機関との連携をととした福祉活動の展開

### 具体的推進事業等 1. ボランティアセンター事業

ボランティアの普及啓発やボランティア活動の調整を行うほか、企業、学校など様々な関係機関と連携し、地域の中で多様なボランティア活動を展開し、ボランティアによる福祉のまちづくりを進めます。

また、市民向け講座など福祉教育の機会を充実させ、障がいへの理解啓発や担い手づくりを進めると共に、災害時においても円滑なボランティア活動が展開されるよう、災害におけるボランティア活動の推進や災害ボランティアセンター設置体制の整備を進めます。

### 具体的推進事業等 2. 児童生徒ボランティア活動普及実践事業

学校でのボランティアや地域活動の支援をととして、将来を担う子ども達の成長や地域の活性化を図ります。

また、子どもの心を育む講演・交流事業により、当事者や実践者と協働した子ども達への福祉教育を進めます。



子どもの心を育む講演・交流事業（名寄南小学校）

ウィルチエアーラグビーリオデジャネイロ・パラリンピック銅メダリスト池崎大輔選手との交流

### 具体的推進事業等 3. ノーマライゼーションや当事者の地域参加促進事業

障がいや年齢に関わらず誰もが支え合って暮らしていくノーマライゼーションの普及や障がい当事者の地域参加を進める機会として、「ふれあい広場」「ふれあい家族交流会」「ふれあいボウリングの集い」などの事業を実施します。

#### 具体的推進事業等 4. 多分野・多世代地域活動拠点・協議体事業

年齢、障がいなどに関わらず、誰もが気軽に足を運び、交流し、つながりづくりになる多分野・多世代地域活動拠点「ここほっと」の運営をとおして、市民への福祉サービスの提供や相談体制の充実、地域活動への参加の促進を図ります。

また、本拠点内で子育ての相互支援事業であるファミリー・サポート・センター事業を展開することで、より幅広い層の市民の交流や支え合いを促進します。

更には、世代、分野を超えた関係者による協議体(多分野・多世代地域活動協議体)を組織し、定期的な集まりを持つことで、関係者が広く地域の情報を共有し、包括的な福祉活動の展開につなげます。



多分野・多世代地域活動拠点「ここほっと」の様子

#### 具体的推進事業等 5. 多様な広報媒体の活用

様々な世代に情報が届くよう、広報、新聞、インターネットなど様々な媒体を活用した情報発信を行い、幅広い世代の地域参加を促します。

#### 具体的推進事業等 6. 市民や福祉団体の地域福祉活動の活性化

市民の支え合い活動の一環として、利用者と協力者が会員となってサービス提供を行う住民参加型在宅福祉サービス「ほのぼの倶楽部」をとおして、市民の支え合い活動を促進し、制度外サービスの拡充や住民の福祉活動への参加を促進します。

また、福祉団体への相談援助、活動費の助成などを通じて活動支援を行います。

#### 具体的推進事業等 7. 共同募金運動の推進

様々な地域福祉事業を展開する上での大きな財源となっている共同募金運動の推進をすることで、地域での福祉活動の活性化を図ります。

また、募金活動に参加することで、幅広い市民の福祉活動への参加を進めます。

#### 具体的推進事業等 8. 名寄市社会福祉協議会生活相談支援センター業務

様々な事情によって日常生活に困窮している市民への相談支援や地域参加、就労支援などをとおして自立に向けた支援を、生活困窮者自立支援事業をはじめ、各種貸付事業や権利擁護事業の推進を図る中で進めます。

また、本会の各事業や地域の関係機関との分野を超えた連携により、生活に困窮することなく、誰もが自分らしく暮らせる地域づくりを進めます。

### 重点推進項目3 地域に根ざした福祉サービスの展開

計画(5年間)  
の目標

1. 地域包括ケアシステムの推進
2. 地域福祉事業と連携したサービス提供
3. 福祉、医療など地域の関係機関との連携強化

#### 具体的推進事業等 1. 質の高い介護保険サービスの提供

今後の介護保険制度の動向を踏まえ、サービス提供のあり方を考え、職員の資質向上を図ります。

また、定期的に関係会議を行い利用者の支援内容等の確認を行う他、研修などによる意識向上を図り、より質の高いサービスの提供につなげます。

#### 具体的推進事業等 2. 地域の関係会議、研修などへの積極的な参加

各関係機関との密な連携のなかで介護保険サービスなどの提供を行うことができるよう、会議研修などに積極的に参加をし、職員の資質向上と関係機関との連携強化を図ります。

#### 具体的推進事業等 3. 地域福祉事業と連携・連動したサービスの提供

名寄市の介護保険事業計画の事業方針や目標に沿った事業の展開を行う他、制度によるサービスだけでは解決できない福祉課題・生活課題に対応するため、地域福祉事業との情報共有機会の確保に努め連携を強化していきます。

#### 具体的推進事業等 4. 安定した事業運営ができる組織の確立

特定事業所加算取得を維持し、介護保険制度改正に合わせた法令遵守、運営規定等の見直しを適宜行います。

また、軽度から重度者まで新規利用者を積極的に受け入れるとともに、質の高い安定したサービスを提供できるよう、職員の確保や災害時における体制整備に努めます。

## 重点推進項目4 地域福祉事業の更なる推進・強化を担える社協組織の確立

計画(5年間)  
の目標

1. 法人運営基盤の強化
2. 法人運営財源基盤の強化
3. 社会福祉法改正に伴う適切な法人改革
4. 効果的な事業展開

### 具体的推進事業等 1. 役員・評議員の適正配置と関係部会・委員会等の効果的な運営

より一体的な法人組織を目指し、社会福祉法改正に示された役員・評議員定数に基づき、当法人の運営に適正な定数を検討し、法人運営に必要な見識を有する方を中心とした役員・評議員組織体制を進めるとともに、理事会・評議員会・各部会・委員会の効果的な運営を進めます。

### 具体的推進事業等 2. 適切な経営管理と財源基盤の強化

社会福祉法改正に伴う法人改革を適切に進めることができるよう、内部監査(4半期)、外部監査(6回)を継続的に実施するとともに、外部監査実施機関による損益管理の助言を基に将来を見通した経営管理を進め、適切な事業運営・展開を図ります。

また、会費、寄付金等の自主財源の確保や、民間団体の補助・助成事業を有効活用、既存の積立金の運用等を進め、効率的な運営基盤の強化を進めます。

### 具体的推進事業等 3. 風連支所の今後の在り方の検討

風連支所の今後の在り方について検討し、名寄、風連両地区の地域福祉の推進のための適正な体制整備を進めます。

### 具体的推進事業等 4. 第2期名寄市地域福祉計画との連携・連動

第2期名寄市地域福祉計画を策定するにあたり、本計画とアンケート調査や福祉懇談会を合同で行っており、地域福祉の推進を目的とする両計画の連携・連動を強化することで、より一層の計画推進を図ります。

### 具体的推進事業等 5. 役職員の資質向上

各事業の効果的な運営や更なる充実を図るため、役職員の研修機会の積極的な確保に努めます。

### 具体的推進事業等 6. 事務局組織の強化

事務局職員の適正配置及び職員間、係間の業務における連携を密にし、効果的な事業運営を行い地域福祉推進の中核的役割を十分に果たすことができる職員の人材確保、育成、資質の向上を目指します。

また、災害時にもより多くの市民の生活を守り、再建することができるよう、災害時にも対応できる社協の体制整備を進めます。

## 2. 第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

No	役職	氏名	団体名	備考
1	委員長	今藤 正美	名寄市老人クラブ連合会	
2	副委員長	阿部 克憲	名寄みどりの郷	
3	委員	佐藤 豊彦	道北センター福祉会 相談支援センターそうだん屋	
4	〃	大平 啓朗	NPO法人ふらっとほ〜む	
5	〃	寺川 利幸	名寄市校長会	
6	〃	上西 靖子	名寄手話の会	
7	〃	米沼 香奈子	ニコニコひまわり会	
8	〃	小池 晴行	名寄市町内会連合会	
9	〃	中村 幸尚	名寄市民生委員児童委員連絡協議会	
10	〃	姉崎 久志	名寄市ボランティアセンター	
11	〃	岩城 美幸	名寄市立総合病院地域医療連携室	
12	〃	藤原 雄司	なよろ観光まちづくり協会	
13	〃	小林 和久	名寄ひまわり基金法律事務所	
14	〃	長谷川 武史	名寄市立大学	
15	〃	神田 陽子	グループハウスやすらぎ	

### 3. 第4期名寄市地域福祉実践計画策定要綱

- 1 策 定 目 的 少子・超高齢社会の進行により、地域社会や家庭機能が変化し、福祉課題・生活課題が深刻な問題となっており、地域における福祉ニーズが様々な形で増大しています。  
そのため、名寄市社会福祉協議会(以下「名寄社協」という)が、これまで進めてきた第3期地域福祉実践計画を継承し、地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、民生児童委員、ボランティアなどと連携・協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制づくり、安定的な名寄社協の運営・経営に取り組むことを目的に第4期地域福祉実践計画を策定する。
- 2 策 定 者 社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会
- 3 策 定 主 管 第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会
- 4 計画の策定期間 平成27年度及び平成28年度
- 5 計画の設定期間 平成29年度から平成33年度までの5年間
- 6 計 画 の 名 称 第4期名寄市地域福祉実践計画
- 7 実践計画の構成 ①名寄社協が地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、民生児童委員、ボランティアなどと連携・協働しながら進める活動計画。  
②名寄社協発展強化計画(社会福祉協議会の組織、運営、経営の強化計画)。
- 8 計画の策定方法及び実施 ①名寄社協内に「第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会」を組織し、名寄社協会長に答申する。  
②名寄社協会長は理事会に諮り、計画を決定すると共に、各年度の事業計画に盛り込まれた計画の具体化を図る。
- 9 実施主体・事務局 名寄市社会福祉協議会

#### 附則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

## 4. 第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 名寄市社会福祉協議会(以下「名寄社協」という。)が、名寄市の地域福祉を効果的・具体的に推進するための計画である第4期名寄市地域福祉実践計画(以下「計画」という。)を策定するために設置する第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所管事項)

第2条 委員会は、会長の諮問に基づき、次に掲げる事項について調査審議し、意見を具申する。

- (1) 計画策定に関すること
- (2) その他目的達成のために必要と認められること。

### (構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成し、会長が委嘱する。

2 前項に掲げる委員は、次の中から選出するものとする。

- (1) 地域福祉関係団体(町内会・民生児童委員・ボランティア・当事者団体等)
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 福祉サービス事業者(福祉施設等)
- (4) 学識経験者等

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人ずつ置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席及び説明・意見等を求めることができる。

4 委員会は必要に応じて部会、小委員会等を置くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は平成27年8月11日から平成29年3月31日までとする。

2 補充による委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、名寄社協内におく。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

第4期名寄市地域福祉実践計画

つ な が り

発行年月 平成29年4月

発 行 社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会

〒096-0011

北海道名寄市西1条南12丁目 名寄市総合福祉センター内

TEL 01654-3-9862/FAX 01654-3-9949